

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第三部 労働政策

IV 社会保障

4 社会福祉の動向

身障者福祉審答申

七九年三月、当時の橋本厚相から諮問を受け「今後における身体障害者福祉を進めるための総合的方策」について審議をおこなっていた身体障害者福祉審議会は、八一年七月一七日に中間報告を村山厚相に提出した。中間報告の構成は、(1)身体障害者福祉の前提となるもの、(2)身体障害者福祉対策の基本的方向、(3)身体障害者の範囲、程度等級の問題、(4)身体障害者福祉対策改善のための方策、(5)その他関連施策について、からなっており、障害者の自立生活と社会参加を可能にするための条件整備に主眼をおいている。

さらに、同審議会は三月二九日、現在の身障者対策について長期的展望に立った基本的見直しが必要であるとの意見をまとめ、森下厚相に答申した。答申は、(1)身体障害者福祉の基本理念、(2)身体障害者福祉対策の基本的方向、(3)身体障害者の範囲、程度等級の問題、(4)身体障害者福祉対策改善のための方策、(5)行政推進体制について、(6)その他関連施策等について、から構成されており、身体障害者対策の当面の課題および長期的な課題について提言をおこない、さらに身体障害者福祉法の改正をふくむ基本的見直しについても意見具申をおこなっている。

この中で今後における身体障害者福祉対策の目的として、(イ)身体障害の可能な限りの軽減または除去、(ロ)自立生活のための必要な援助、(ハ)自立困難な身体障害者に対する必要な援助、(ニ)身体障害者の完全参加を実現するための必要な社会的諸条件の整備の四つをあげている。そして今後の課題として、(イ)リハビリテーション体制の確立、(ロ)自立生活実現のための住宅、就労、所得保障、保健医療および社会環境等にたいする施策の確立などの六項目をあげている。また、身体障害者の範囲、等級の問題に関して、現在の身体障害者の範囲のとらえ方の改善や、更正した者にたいして身障者手帳の交付を中止する有期認定方式の検討等合理的改善を行う必要があることを指摘している。

厚生省ではこの答申を受けて身体障害者福祉基本問題委員会で具体案を練り、八四年春の国会に、身障者福祉法改正案を提出する方針である。

国際障害者年の推進

中央心身障害者対策協議会は、一月二二日、今後一〇年間にわたる「国内長期行動計画のあり方」について意見をまとめ、鈴木首相に提出した。これは国連の採択した「国際障害者年行動計画」の要請にこたえるため、同協議会内に設置された国際障害者年特別委員会(本年鑑一九八二年版五二一ページ参照)で検討されてきたものである。提言はまず障害者を、「一人の人間として社会の中に存在していることを正しく認識し、それに障害という困難を伴っているだけである」と考えるべきで

ある」とし、「一般市民が社会の構成員として市民権を有し、社会活動における主体的役割を果たしているのと同様に障害者も、一市民として社会の普通の構成員であり、当然に市民権が保障され、社会活動の主体になり得るのである」との理念に立つものである。その上で(1)保健医療のあり方、(2)教育・育成のあり方、(3)雇用・就業のあり方、(4)福祉・生活環境のあり方について具体的提言をおこなっている。

この提言の要旨を踏まえて、総理府に設置された国際障害者年推進本部(本年鑑一九八二年版五二一ページ参照)は、三月二六日の閣議に「障害者対策に関する長期計画」を諮り、了承を得た。同計画では、(1)障害者の社会への「完全参加と平等」などの啓発広報活動、(2)心身障害者の発生予防・先天異常の発生予防等の保健医療、(3)心身障害児に係る教育施策の充実等教育・育成、(4)障害者の雇用確保、職業リハビリテーションの推進など雇用・就業対策、(5)福祉サービス、生活環境改善等の各種施策の推進が必要であるとされている。なお、同計画の構成はつぎのとおりである。

【障害者対策に関する長期計画】

一、啓発広報活動＝(1)障害者の日。(2)障害者に対する広報手段。(3)各行政機関等における啓発広報活動。

二、保健医療＝(1)心身障害の発生予防／(1)先天異常の発生予防、(2)周産期における障害の発生予防、(3)後天的障害の発生予防。(2)早期発見・早期療育／(1)早期発見、(2)早期療育。(3)医療及び研究／(1)医療、(2)研究。(4)専門従事者の養成確保／(1)医師対策、(2)理学療法士、作業療法士対策、(3)聴能・言語療法士(仮称)対策、(4)医療関係パラメディカルの教育養成課程対策、(5)義肢装具適合士(仮称)対策、(6)医療社会事業従事者対策、(7)心理関係の専門職員対策。(5)補装具・福祉機器の開発等。(6)国際医療協力。

三、教育・育成＝(1)心身障害者に係る教育施策の充実／(1)特殊教育振興のための諸施策、(2)高等教育等の分野における障害者への配慮の強化。(2)心身障害児に係る育成施策の充実／(1)心身障害児の育成の基本的方向、(2)福祉施設における療育機能の強化、(3)在宅対策と施設対策の強化。(3)心身障害児に係る教育・育成施策の連携。

四、雇用・就業＝(1)雇用・就業対策の基本方針。(2)障害種類別対策。(3)精神薄弱者等の対策。(4)現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な者に対する対策。(5)職業リハビリテーションの推進。(6)専門職員等の養成。

五、福祉・生活環境について＝(1)福祉サービス／(1)生活安定のための施策、(2)在宅サービス等、(3)施設利用サービス。(2)生活環境改善／(1)住宅、公共建築物等の施設、(2)移動、交通対策、(3)情報、文化関係施策。

さらに、国際障害者年推進本部のなかに設置されている障害者の生活保障問題検討委員会は、四月一六日障害者の所得保障のあり方について報告書をまとめ、石野本部長に提出した。同報告は、当面最も要望の強い重度障害者に対する所得保障のあり方に重点を置いて検討されたものである。その対策案としては、(1)年金システムによる別建て方式の検討、(2)手当システムによる新制度(その一)(その二)(その三)の検討、(3)障害福祉年金について、拠出制障害年金との関係における改善案の検討、(4)介護手当等個別ニーズに着目した改善案の検討の六つを並記している。この報告書は、八四年に予定されている年金の大改正、心身障害者福祉法の見直しに係るもの

で、厚生省ではこの報告書をもとに、「障害者生活保障問題専門家会議」を発足させ、結論を得て、八四年の年金改正、心身障害者福祉法改正に反映させる方針である。

ベビーホテル対策

厚生省は、八一年六月一五日、全国都道府県、政令指定都市児童福祉主管課長会議において、三つのベビーホテル対策案を提示した(本年鑑一九八二年版五二一ページ参照)。その後厚生省は、八月二四日、延長保育特別対策の実施についての実施要綱をまとめ都道府県知事、政令指定都市の市長あてに通知した。それによると、特別対策を適用する保育所の要件は、(1)都市およびその周辺であって延長保育を要する児童の多い地域に所在するものであること、(2)開設時間は、午前七時頃から午後七時頃までであることとなっており、対象児童は、市長村長がやむをえない事情のため通常の保育時間をこえて、午後七時頃までの保育を必要とすると認めた児童となっている。

生活扶助基準における男女差の縮小

中央社会福祉審議会は、一月二三日、生活扶助基準における男女差の問題についての意見を厚生省に提出することを決定した。同意見は、(1)一般社会の消費構造の変化により消費支出に占める食料費の割合は低下している、(2)食料費以外の支出において女性の伸びが大きい、(3)全体として男女の消費支出は接近してきており将来もその傾向が強まるものと推定される、という近年の男女の生活実態から、生活扶助基準の男女差は速やかにその実態に応じて是正されることが必要であると指摘している。

厚生省では、この意見を受けて五七年度から生活扶助基準(第一類)の男女差を四分の一程度縮小することとした。

【参考資料】(1)『週刊社会保障』、(2)『社会保険旬報』、(3)『健康保険』、(4)『社会保障年鑑』、(5)『保育情報』

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
